

## 「事業税に関する事項」欄の書き方

- (1) 「非課税所得など」  
事業所得のうち、社会保険診療報酬や林業、鉱物掘採業などから生じる所得。  
事業所得又は不動産所得のうち、個人事業税の課税対象事業に該当しないものから生じる所得。
- (2) 「損益通算の特例適用前の不動産所得」  
土地等を取得するために必要な負債の利子の額があるときは、その負債の利子の額を必要経費に算入して算定した金額。
- (3) 「事業用資産の譲渡損失など」  
事業税が課税される事業に使用した機械装置や車両運搬具などの事業用資産を、その事業に使わなくなつてから1年以内に譲渡した場合の譲渡損失。  
事業税が課税される事業の所得が赤字で、そのうち災害により生じた棚卸資産や、事業用資産等の損失。

## 一市・府民税の税額計算

### ○所得割の税率・均等割額

	市民税	府民税	森林環境税(国税)
税率	6%	4%	-
均等割	3,000円	1,300円 <sup>*1</sup>	1,000円 <sup>*2</sup>

\*1 令和9年度まで大阪府森林環境税として300円が加算されます。

\*2 令和6年度より導入。均等割と併せて賦課徴収されます。

\*3 分離課税の譲渡所得等には別の税率が適用されます。

### ○所得割額の計算方法

課税される所得金額<sup>\*1</sup> × 税率 - 調整控除額<sup>\*2</sup> = 所得割額  
※1 総所得金額 - 所得控除の合計(千円未満切捨て)  
※2 所得税から住民税への税源移譲に伴う調整措置です。

(記入例による市・府民税の計算方法(前ページの池田太郎氏の場合))

(単位 : 円)

区分	計算方法	算出額
総所得金額	給与200,000 雑2,650,018 (給与所得 純所得額 純控除 所得金額調整控除 / 総所得 公的年金収入金額 公的年金控除) (200,000 = 950,000 - 650,000 - 100,000 / 2,650,018 = 3,900,024 × 0.75 - 275,000)	2,850,018
社会保険料控除	(国民健康保険料等)(国民年金保険料)(介護保険料) 410,000 + 70,000 + 30,068 = 510,068	510,068
小規模企業共済等掛金控除		
生命保険料控除	新制度 一般分(支払保険料) 60,000 = 28,000   適用限度 28,000 旧制度 一般分(支払保険料) 15,000 = 15,000 旧制度 個人年金分(支払保険料) 11,500 = 11,500 介護医療分(支払保険料) 60,000 = 28,000	67,500
地震保険料控除	(支払保険料) 3,800 × 0.5 = 1,900	1,900
所得控除		
障害者控除	子(二郎) 身体4級	260,000
配偶者控除	妻(花子)	330,000
配偶者特別控除		
扶養控除	子(一郎)特定扶養 450,000 子(二郎)一般の扶養 330,000	780,000
特定親族特別控除		
基礎控除		430,000
雑損控除		
医療費控除	(差額負担額) 145,000 - 100,000 = 45,000	45,000
計	④	2,424,468
課税される所得金額	⑦ - ① *千円未満切捨て	425,000

区分	計算方法	市民税	府民税
算出所得割	課税される所得金額 425,000 × (市) 6% (府) 4%	25,500	17,000
調整控除	所得税と住民税の 人的控除の差額 340,000 × (市) 3% (府) 2%	10,200	6,800
配当控除	配当所得 × (市) 1.6% (利益の配当等で課税される所得金額 (府) 1.2% 1千万円以下の場合)		
寄附金控除	住民税控除対象寄附金 - 2,000 - 寄附金控除対象額…① 特例控除分: ① × (90% - 所得税の限界税率 <sup>*3</sup> × 1.021) …② ※(住民税の課税される所得金額) - (人的控除額の合計額)を基準 (②の額は住民税所得割額の2割が限度) 基本控除分: ① × 10% …③ 住民税の控除額 = ② + ③ (内訳は(市)3/5 (府)2/5) 都道府県、市町村以外への寄附金(ふるさと寄附金以外)には、特例控除分の加算はありません。		
額	税額控除後の算出所得割額	Ⓐ 15,300	Ⓑ 10,200
配当割・株式等 譲渡所得割控除	上場株式の配当・源泉徴収口座内保管株式の × (市) 3/5 譲渡益から特別徴収された地方税 (府) 2/5	Ⓒ	Ⓓ
均等割 (森林環境税含む)	(市) 3,000 (府) 1,300 / (森林環境税) 1,000	Ⓔ	5,300
年税額	* (Ⓐ - ⓒ) + * (Ⓓ - Ⓛ) + Ⓟ * 百円未満切捨て		30,800

Ⓐ - ⓒ、Ⓓ - Ⓛで赤字が出る場合、年税額へ充当又は委託納付し、なお引ききれない額は還付されます。

## 令和8年度市民税の申告の手引き

池田市税務行政につきまして、日頃よりご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

今年も、この手引きをよくお読みのうえ、申告期限までにご申告ください。

**申告期間 2月16日(月)～3月16日(月)**

### ○申告が必要な方

令和8年1月1日現在、池田市に居住し、以下に該当する方は申告が必要です。

- ① 営業等、農業、不動産、配当などの所得があった方 ※各種所得の詳細は内面をご覧ください。
- ② 給与収入があった場合で、次に該当する方
  - ・給与収入以外に、上記①の各種所得があった方 ※各種所得が20万円を超える場合は確定申告が必要です。
  - ・勤務先から市に給与支払報告書が提出されていない方 ※勤務先に提出状況をご確認ください。
  - ・源泉徴収票に記載されていない控除など(医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除など)を受ける方
- ③ 公的年金等を受給されている場合で、次に該当する方
  - ・公的年金等の収入以外に、上記①の各種所得があった方 ※各種所得が20万円を超える場合は確定申告が必要です。
  - ・源泉徴収票に記載されていない控除など(医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除など)を受ける方
- 注) 公的年金等の収入が400万円以下の方で、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の場合は、確定申告が不要です。ただし、公的年金等から所得税が源泉徴収されている方で、所得税の還付を受けれる場合は、確定(還付)申告が必要です。
- ④ 収入がなかった場合でも、次に該当する方
  - ・国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険等に加入されている方や、福祉・公営住宅・教育関係の制度などにおいて、市・府民税の申告が必要とされている方
  - ・(非)課税証明書、所得証明書が必要となる方など

### ○申告が不要な方

- ① 税務署等で所得税の確定申告書を提出された方、または提出する予定の方
- ② 給与収入のみで、勤務先から市に給与支払報告書が提出されている方 ※勤務先に提出状況をご確認ください。

### ○申告に必要なもの

- ① 申告が必要な方のいずれかの本人確認書類
  - 個人番号カード(マイナンバーカード)
  - 番号確認書類 及び 身元確認書類
    - 番号確認書類: 通知カード(氏名、住所等の記載事項に変更がないものまたは正しく変更手続がとられているもの)、住民票の写し(個人番号記載のもの)、住民票記載事項証明書(個人番号記載のもの)など いずれか1つ
    - 身元確認書類: 運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、在留カード、給与や公的年金等の源泉徴収票、年金手帳など いずれか1つ
- ※代理人が申告する場合は、代理人の身元確認書類(同居の家族でない場合は委任状必要)
- ② 令和7年中の収入や必要経費などがわかるもの(給与や公的年金等の源泉徴収票、収支計算書など)
- ③ 各種控除に必要な領収書、証明書など(令和7年中に支払ったもの) ※詳細は内面をご覧ください。
- ④ 国外居住の扶養親族等がいる場合は、親族関係書類及び送金関係書類(外国語で作成されている場合には翻訳文も添付) ※状況により、その他必要書類を提示いただく場合があります。

注) 医療費控除については、医療費の明細書(詳細は内面をご覧ください。)を作成し添付してください。

注) 年金から天引き(特別徴収)された社会保険料はその年金受給者の社会保険料控除になるため、配偶者やその他の親族の年金から天引きされた社会保険料は申告できません。

○この申告書を提出した人は、事業税の申告書を提出する必要がありません。

### ※ 地方税法等の改正について

この手引きは作成時の地方税法等にもとづいて作成されています。地方税法等の改正があった場合は、改正後の税法により税額を計算します。

申告書の記載方法などわかりにくいことがありましたら、ご遠慮なくお尋ねください。

**池田市役所総務部課税課**  
市役所2階⑩番窓口 TEL 752-1111 内線274~276

